MINATO CITY

資料　8

令和２年８月31日
港区区長記者発表

事業名	～給付型奨学金や返還金免除など、新たな制度を創設～ **港区奨学資金制度を見直します**

ここがポイント	◆給付型奨学資金制度、新たな免除制度を創設します。 ◆応募対象を進学予定者から在学生まで拡大します。	事業費	―

概　要

区は、学業に意欲をもちながらも経済的理由により進学又は修学が困難な方に奨学金をお貸ししています。この度、より多くの方に進学の機会を提供するため、今までの制度を見直し、給付型奨学金や返還金免除など、新たな制度を創設します。

現在の奨学資金制度

■目　的　高等学校、大学、専修学校専門課程等への修学が経済的理由により困難な者に対して、奨学資金を貸付け将来社会のために有為な人材を育成する。
■対　象　高等学校等への進学予定者及び在校生、大学等への進学予定者で、その保護者が貸付の６か月前から区に在住している者。
■貸付額　無利子
■貸付期間　終了の翌月から１年間据置の後、高等学校等は15年、大学等は12年以内。

＜高等学校等＞

区分	貸付金額	入学資金
国公立	18,000円以内	80,000円以内
私立	35,000円以内	250,000円以内

＜大学等＞

貸付金額（自宅）	貸付金額（自宅外）	入学資金
45,000円以内	51,000円以内	300,000円以内
54,000円以内	64,000円以内	

制度見直しの概要

令和3年4月開始！

１　高等学校等を対象とした奨学資金の廃止

国や東京都の修学支援制度の拡充により高等学校等の授業料が実質無償化されたため廃止します。

２　大学・専門学校等を対象とした給付型奨学金制度の創設

成績優秀で意欲があるにも関わらず経済的理由で修学が特に困難な者を対象に、区独自の給付型奨学金制度を創設します。

３　大学・専門学校等の奨学資金返還者を対象とした新たな免除制度の創設

学生の学習、就職への意欲を高めるとともに、採用困難な人材を確保し区民福祉の向上や中小企業を支援するため、条件を満たした場合に卒業後6年目以降の返還金を免除します。

４　大学・専門学校等の奨学資金の応募対象を進学予定者から在学生まで拡大

不況、災害、感染症の流行等により、修学の継続が困難となる学生を支援するため、現在、進学予定者のみの奨学資金応募対象者を在学生に拡大します。

問合せ

課　長　教育長室　村山
☎　03－3578－2710(直通)

係　長　教育長室　教育総務係　佐京
☎　03－3578－2711(直通)